

# 山梨県公報

第二千三百一十号

平成二十五年

二月二十五日

月 曜 日

## 目 次

特定非営利活動法人の設立の認証申請……………一〇五

指定施業要件変更予定保安林の所在不分明通知(三件)……………一〇五

その他……………一〇七

山梨県議会会議規則の一部を改正する規則……………一〇七

山梨県政務調査費の交付に関する規程の一部を改正する訓令……………一〇九

## 公 告

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請  
 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があつた。その関係書類は、県情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十五年二月二十五日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 申請のあつた年月日 平成二十五年二月十四日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - 1 名称 特定非営利活動法人山犬
  - 2 代表者の氏名 石井 亮有
  - 3 主たる事務所の所在地 山梨県南都留郡富士河口湖町小立六千七百七十五番地一
  - 4 定款に記載された目的
 

この法人は、広く地域社会に対して、自然環境の保全、人間社会で生きる動物の愛護活動を通じ、人が動物を介して自然と共生する社会の構築及び緊急災害時等における動物の保護活動に寄与することを目的とする。
- 三 縦覧期間 平成二十五年二月十八日から同年四月十七日まで

● 指定施業要件変更予定保安林の所在不分明通知  
 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する第三十条の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第百八十九条の規定により、通知の内容を大月市役所に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成二十五年二月二十五日

山梨県知事 横 内 正 明

一 指定施業要件変更予定保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更予定保安林の所在場所	通知の相手方
大月市初狩町中初狩字山久保二七四〇、二七四四から二七四七まで	山本正雄
大月市笹子町白野字東峯一〇七の二	村社子神社
大月市笹子町黒野田字庭洞一一一五	平井求
大月市笹子町白野字東峯一〇六の二	寶林寺

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(-) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
  - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び大月市役所に備え置いて縦覧に供する。)

四 保安林の指定施業要件変更の予定の告示

平成二十五年一月二十一日山梨県告示第十八号

● 指定施業要件変更予定保安林の所在不分明通知  
 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十条の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第百八十九条の規定により、通知の内容を大月市役所に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。  
 平成二十五年二月二十五日

山梨県知事 横 内 正 明  
 一 指定施業要件変更予定保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更予定保安林の所在場所	通知の相手方
大月市初狩町下初狩字寒場沢三八七四（次の図に示す部分に限る。）	近藤優兄
大月市初狩町下初狩字寒場沢三八七六の二（次の図に示す部分に限る。）	佐藤弘幸
大月市初狩町下初狩字寒場沢三九〇〇の四一	佐藤治子
大月市笹子町吉久保字梅久保九一五の二、九一六の三、九一六の四、九一六の内一、笹子町白野字矢下一〇八七の二、一一一一の二	三枝怜
大月市笹子町白野字コザス一一三八	小林文夫
大月市笹子町吉久保字前沢八三七の二	小林良平
大月市笹子町白野字矢下一〇八八	天野宇太郎
大月市笹子町黒野田字池ノ元一一五二の二、一一五四の二	天野健次郎
大月市笹子町白野字コザス一一三七の三	天野正隆
大月市笹子町黒野田字千万歳一六一二の二二	天野忍
大月市笹子町白野字白野川向一二四六	天野武正

二 保安林として指定された目的  
 土砂の流出の防備  
 三 変更後の指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法
- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
  - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び大月市役所に備え置いて縦覧に供する。)
- 四 保安林の指定施業要件変更の予定の告示  
 平成二十五年一月二十一日山梨県告示第十九号

● 指定施業要件変更予定保安林の所在不分明通知  
 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十条の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第百八十九条の規定により、通知の内容を大月市役所に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。  
 平成二十五年二月二十五日

山梨県知事 横 内 正 明  
 一 指定施業要件変更予定保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更予定保安林の所在場所	通知の相手方
大月市七保町葛野字正原一四二二（次の図に示す部分に限る。）	奥秋武夫
大月市初狩町下初狩字寒場沢三八七七	佐藤弘幸
大月市笹子町吉久保字船橋乙一一九	酒井良幸
大月市笹子町黒野田字米沢四二七の二	天野忠左卫門

大月市笹子町黒野田字千万歳一六二の内四

平井文夫

二 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備

三 変更後の指定施設要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

大月市(次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることが出来る立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(一) 「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び  
大月市役所に備え置いて縦覧に供する。)

四 保安林の指定施設要件変更の予定の告示

平成二十五年一月二十一日山梨県告示第二十号

## その他

### 山梨県議会規則第一号

山梨県議会会議規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十五年二月二十五日

山梨県議会議長 浅川力三

山梨県議会会議規則の一部を改正する規則

山梨県議会会議規則(昭和三十一年山梨県議会規則第一号)の一部を次のように改正  
する。

「第十章 公聴会及び参考人

第九十四条 (公聴会開催の

第九十五条 (意見を述べよ

第九十六条 (公述人の決定

第九十七条 (公述人の発言

「第十章 秘密会

目次中

第九十四条 (指定者以外の退場) を  
第九十五条 (秘密の保持)

第九十八条 (議員と公述人  
第九十九条 (代理人又は文  
第一百条 (参考人)

第十一章 秘密会

第一百条 (指定者以外の退  
第一百零二条 (秘密の保持)

手続)

うとする者の申出)

)

)

)

の質疑)

書による意見の陳述)

場)

三條」に、「第九十七条」を「第百四条」に、「第九十八条」を「第百五条」に、「第九  
十九條」を「第百六條」に、「第一百條」を「第百七條」に、「第十二章」を「第十三章」  
に、「第一百一條」を「第百八條」に、「第一百二條」を「第百九條」に、「第百三條」を  
「第百十條」に、「第百四條」を「第百一十一條」に、「第百五條」を「第百十二條」に、  
「第百六條」を「第百十三條」に、「第百七條」を「第百十四條」に、「第百八條」を  
「第百十五條」に、「第十三章」を「第十四章」に、「第百九條」を「第百十六條」に、  
「第百十條」を「第百十七條」に、「第百一十一條」を「第百十八條」に、「第百十二條」を  
「第百十九條」に、「第百十三條」を「第百二十條」に、「第百十四條」を「第百二十一  
條」に、「第百十五條」を「第百二十二條」に、「第百十六條」を「第百二十三條」に、  
「第十四章」を「第十五章」に、「第百十七條」を「第百二十四條」に、「第百十八條」  
を「第百二十五條」に、「第百十九條」を「第百二十六條」に、「第百二十條」を  
「第百二十七條」に、「第十五章」を「第十六章」に、「第百二十一條」を「第百二十八  
條」に、「第十六章」を「第十七章」に、「第百二十二條」を「第百二十九條」に、「第  
十七章」を「第十八章」に、「第百二十三條」を「第百三十條」に改める。  
第七條中「すべて」を「全て」に改める。  
第九條第一項中「繰上」を「繰上げ」に改め、同條第二項中「繰上」を「繰上げ」に、  
「はかつて」を「かつて」に改める。

第十七条中「第百十五條の二」を「第百十五條の三」に改める。  
第十八条中「はかつて」を「諮つて」に改める。  
第二十条中「かえる」を「代える」に改める。  
第二十一条中「はかつて」を「諮つて」に改める。  
第二十二条中「終らなかつた」を「終わらなかつた」に改める。  
第二十四条第一項中「終つた」を「終わつた」に改め、同条第二項中「終らない」を「終わらない」に、「はかつて」を「諮つて」に改める。  
第三十条中「終つた」を「終わつた」に改める。  
第三十一条第三項中「聞いて」を「聴いて」に改める。  
第三十二条中「はかつて」を「諮つて」に改める。  
第三十四条中「あわせて」を「併せて」に改める。  
第三十六条ただし書中「はかつて」を「諮つて」に改める。  
第三十八条第一項中「聞き」を「聴き」に改める。  
第三十九条中「まつて」を「待つて」に改める。  
第四十一条及び第四十三条中「終つた」を「終わつた」に改める。  
第四十五条第二項中「終る」を「終わる」に改め、同条第三項中「終らなかつた」を「終わらなかつた」に改める。  
第四十九条第一項中「すべて」を「全て」に改める。  
第五十条第一項中「すべて」を「全て」に、「終つた」を「終わつた」に改め、同条第五項中「当つて」を「当たつて」に改める。  
第五十二条中「終つた」を「終わつた」に改め、同条ただし書中「終る」を「終わる」に改める。  
第五十三条第一項中「すべて」を「全て」に、「こえて」を「超えて」に改め、同条第三項中「当つて」を「当たつて」に改める。  
第五十四条中「こえる」を「超える」に改める。  
第五十五条第二項中「はかつて」を「諮つて」に改める。  
第五十七条中「終らなかつた」を「終わらなかつた」に改める。  
第五十八条第一項中「終つた」を「終わつた」に改め、同条第四項中「はかつて」を「諮つて」に改める。  
第六十三条の見出し中「取消」を「取消し」に改める。  
第六十七条第一項中「聞く」を「聴く」に改め、同条第二項中「はかつて」を「諮つて」に改める。  
第七十二条第二項中「第百九條の二第四項」を「第百九條第三項」に改める。  
第七十六条中「終つた」を「終わつた」に改める。

第七十七条中「とろつ」を「探ろつ」に改める。  
第八十条第一項中「とろつ」を「探ろつ」に改め、同条第二項中「とらなければ」を「探らなければ」に改める。  
第八十一条第一項中「とる」を「探る」に改める。  
第八十六条中「はかる」を「諮る」に改め、同条ただし書中「とらなければ」を「探らなければ」に改める。  
第八十七条第一項中「とらなければ」を「探らなければ」に改め、同条第二項中「とる」を「探る」に改め、同条ただし書中「はかつて」を「諮つて」に改め、同条第三項中「すべて」を「全て」に、「とる」を「探る」に改める。  
第二百二十三条中「はかつて」を「諮つて」に改め、同条を第三百十條とする。  
第十七章を第十八章とする。  
第十六章中第二百二十二條を第二百二十九條とし、同章を第十七章とする。  
第十五章中第二百二十一條を第二百二十八條とし、同章を第十六章とする。  
第十四章中第二百十條を第二百二十七條とする。  
第二百十九條中「取消」を「取消し」に改め、同条を第二百二十六條とする。  
第二百十八條を第二百二十五條とし、第二百十七條を第二百二十四條とし、第十四章を第十五章とする。  
第十三章中第二百十六條を第二百二十三條とし、第二百十五條を第二百二十二條とし、第二百四條を第二百二十一條とする。  
第二百十三條中「こえる」を「超える」に改め、同条を第二百二十條とする。  
第二百十二條を第二百十九條とする。  
第二百十一條中「かわつて」を「代わつて」に改め、同条を第二百十八條とする。  
第二百十條を第二百十七條とする。  
第二百九條第二項中「第九十五條」を「第二百二條」に改め、同条を第二百十六條とする。  
第十三章を第十四章とする。  
第二百八條ただし書中「はかつて」を「諮つて」に改め、第十二章中同条を第二百十五條とする。  
第二百七條を第二百十四條とし、第二百一條から第二百六條までを七條ずつ繰り下げ、第十二章を第十三章とする。  
第十一章中第二百七條を第二百七條とし、第九十七條から第九十九條までを七條ずつ繰り下げ。  
第九十六條第二項中「はかつて」を「諮つて」に改め、同条を第二百三條とする。  
第十一章を第十二章とする。  
第十章中第九十五條を第二百一條とし、第九十四條を第二百一條とし、同章を第十一章と

する。

第九章の次に次の一章を加える。

第十章 公聴会及び参考人

(公聴会開催の手続)

第九十四条 会議において公聴会を開こうとするときは、議長は、その日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示する。

(意見を述べようとする者の申出)

第九十五条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を、議長に申し出なければならない。

(公述人の決定)

第九十六条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、前条の規定によりあらかじめ申し出た者及びその他の者の中から、議長が議会運営委員会に諮つて定め、本人にその旨を通知する。

2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。

(公述人の発言)

第九十七条 公述人が発言しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

2 前項の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。

3 公述人の発言がその範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるときは、議長は、発言を制止し、又は退席させることができる。

(議員と公述人の質疑)

第九十八条 議員は、公述人に対し質疑をすることができる。

2 公述人は、議員に対し質疑をすることができない。

(代理人又は文書による意見の陳述)

第九十九条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができる。ただし、議長が特に許可した場合は、この限りでない。

(参考人)

第一百条 会議において参考人の出席を求めようとするときは、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。

2 参考人については、第九十七条(公述人の発言)、第九十八条(議員と公述人の質疑)及び第九十九条(代理人又は文書による意見の陳述)の規定を準用する。別表中「第二百一十一条」を「第二百二十八条」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第七十二条第二項の改正規定は、地方

自治法の一部を改正する法律(平成二十四年法律第七十二号)附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日(平成二十五年三月一日)から施行する。

山梨県議会訓令甲第一号

山梨県政務調査費の交付に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
平成二十五年二月二十五日

山梨県議会議長 浅 川 力 三

山梨県政務調査費の交付に関する規程の一部を改正する訓令

山梨県政務調査費の交付に関する規程(平成十三年山梨県議会訓令甲第一号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

山梨県政務活動費の交付に関する規程

第一条中「山梨県政務調査費の交付に関する条例」を「山梨県政務活動費の交付に関する条例」に改める。

第二条第一号中「第五条第一項前段」を「第六条第一項前段」に改め、同条第二号中

「第五条第一項後段」を「第六条第一項後段」に改め、同条第三号中「第五条第二項」を「第六条第二項」に改める。

第三条中「第六条第一項」を「第七条第一項」に改める。

第四条を削る。

第五条第二項第一号中「調査研究活動記録票」を「政務活動記録票」に改め、同項第二号中「政務調査費支出証明書」を「政務活動費支出証明書」に改め、同条を第四条とする。

第六条を第五条とする。

第七条中「政務調査費経理責任者」を「政務活動費経理責任者」に改め、「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同条を第六条とする。

第八条中「第十三条第二項」を「第十二条第二項」に改め、同条を第七条とする。別表第一及び別表第二を削る。

第一号様式中「山梨県政務調査費の交付に関する条例第五号第一項前段」を「山梨県政務活動費の交付に関する条例第六号第一項前段」に、「政務調査費経理責任者」を「政務活動費経理責任者」に改める。

第二号様式中「山梨県政務調査費の交付に関する条例第五号第一項後段」を「山梨県

政務活動費の交付に関する条例第六号第一項後段」に、「政務調査費経理責任者の氏名」を「政務活動費経理責任者の氏名」に改める。

政務活動費経理責任者の氏名

いさゝる。

第三号様式甲「山梨県政務調査費の交付に関する条例第5条第2項」や「山梨県政務活動費の交付に関する条例第6条第2項」いさゝる。  
第四号様式甲「政務調査費の交付を受けようとする会派及び議員」や「政務活動費の交付を受けようとする会派及び議員」い' 「山梨県政務調査費の交付に関する条例第6条」や「山梨県政務活動費の交付に関する条例第7条」いさゝる。  
第五号様式及び第六号様式を次のように改ゝる。

年 月 日

山梨県議会議長 殿

会派名  
代表者氏名

㊟

年度政務活動費に係る収入及び支出について(報告)

山梨県政務活動費の交付に関する条例第10条の規定に基づき、別紙のとおり  
年度政務活動費収支報告書を提出します。

別紙

年度政務活動費収支報告書

1 収 入

政務活動費 \_\_\_\_\_ 円

2 支 出

(単位：円)

経 費	支 出 額	備 考
調 査 研 究 費		
研 修 費		
広 聴 広 報 費		
要請陳情等活動費		
会 議 費		
資 料 作 成 費		
資 料 購 入 費		
事 務 費		
人 件 費		
合 計		

3 残 余

\_\_\_\_\_ 円

備考 議員の場合、「会派名代表者氏名」は、「議員氏名」と読み替え、表中の項目に「事務所費」欄を追加する。

第6号様式(第4条関係)

## 政 務 活 動 記 録 票 (領収書等貼付用紙)

会派・議員名 \_\_\_\_\_

項目 (該当するものに○を囲む)

調査 研究費	研修費	広 聴 広報費	要請陳情 等活動費	会議費	資 料 作成費	資 料 購入費	事務費	人件費	事務所費 (議員個人のみ)
-----------	-----	------------	--------------	-----	------------	------------	-----	-----	------------------

年 月 日					
場 所					
相 手 方					
参加した議員等 の氏名					
目的・内容・結 果等					
上記活動に要し た経費	費目	経費の内容	金額(円)	按分率	充当金額(円)
				× / =	
				× / =	
				× / =	
				× / =	
				× / =	
				× / =	
合計				-	

[領収書貼付欄] (複数枚貼付可・重ならないように貼付すること。)

この欄に貼付しきれない場合は、裏面に貼付すること(裏面領収書 無・有)。

第七号様式中「(第5条関係)」を「(第4条関係)」に、「政務調査費支出証明書」を「政務活動費支出証明書」に改める。

第八号様式中「(第6条関係)」を「(第5条関係)」に、「政務調査費収支報告書」を「政務活動費収支報告書」に、「山梨県政務調査費の交付に関する規程第6条」を「山梨県政務活動費の交付に関する規程第5条」に改める。

#### 附則

(施行期日)

1 この規程は、地方自治法の一部を改正する法律(平成二十四年法律第七十二号)附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日(平成二十五年三月一日)から施行する。(山梨県議会事務局規程の一部改正)

2 山梨県議会事務局規程(昭和四十三年山梨県議会訓令甲第一号)の一部を次のように改正する。

第七条第一号ヲ中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同条第二号ハ中「百一十一條第一項」を「百二十八條第一項」に改める。